

行政手続法の「残された課題」等として指摘されている事項

第3次行革審「公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申において」は、処分に関する手続及び行政指導のほかにも検討の必要があるものとしては、一般処分に係る手続、行政の強制執行手続、さらに、行政立法手続や計画策定手続などが挙げられるとしている。

また、上記課題に加え、第1次行政手続法研究会では、送達手続についても課題としている。さらに、行政調査、仮の不利益処分についても課題として指摘されている。

①行政立法手続

(手続部会、小委員会等における指摘)

- ・案の事前公表等を行うだけでも、不十分なものを急いで作るという事態を防ぐ効果がある。
(第7回部会)
- ・行政機関の制定する命令の大半が、公聴会の開催、審議会等への諮問等、事前に国民の意見を聴取する手續が定められていない。民意反映のため、何らかの統一的な事前手續を導入する必要がある。(第15回部会)
- ・行政立法手続の整備は行政手続における民主的契機を如何に位置付けるかという問題の検討とともに、今後に残されている。

②計画策定手続

(手続部会、小委員会等における指摘)

- ・第1次研究会では複数の協議会を統一し、関係行政庁が協議会で意見を述べれば、一回の計画決定で済ますことを考えた。しかし、革命的な手法で、立法が可能かという問題もあって、見送った。(第2回部会)
- ・公共事業計画手続は個別法で行われている手續を統一法でまとめることで済むかもしれない。土地利用計画手続のように手續がないものやその他の法律に基づかず行われている計画では統一法による手續がどれだけの意味を持つのか分からぬ。(第7回部会)
- ・計画策定手續は関係者に重大な影響を及ぼしているので事前手續が必要。(第7回部会)
- ・計画については、縦割り行政として批判されており、統一的な手續が必要ではないか。(第10回部会)
- ・第一次研究会では、直ちに立法化することは考えておらず、ドイツの連邦行政手続法の(公共事業)計画を参考とした。

③一般処分手続

(手続部会、小委員会等における指摘)

- ・一般処分とは何かということ自体が講学上も成熟していない。(第15回部会、第7回小委員会)
- ・一般処分の中には法令(規則)や計画制定と同様なもの(or それ自体)があり、命令制定手續や計画制定手續の規定ぶりと合わせる必要が有るのではないか。(第15回部会)

④行政の強制執行手続、行政調査手続

(手続部会、小委員会等における指摘)

- ・強制執行手続を作るべきであって、事実行為に関する手続的規律については、その必要性を含めて別途検討されることが望ましい。(第16回小委員会)
- ・行政調査手続については、別途性質に応じた手続を検討することが適切であるとされた。(逐条解説行政手続法)
- ・特に罰則による担保がある場合など調査が強制にわたるような場合には、調査目的に支障をおよぼさない限りにおいて事前通知又は調査に際しての理由開示等に留意する必要がある。
- ・事実上の行為により生じる権利侵害については、救済の必要性は通常の処分より強い。独自の手続保障の在り方が考えられるべきである。

⑤送達手続

(行政手続法第一次研究会報告で列記されたもの)

- ・書面による送達
- ・郵便による送達
- ・ファクシミリによる送達
- ・交付送達

⑥仮の不利益処分制度

- ・営業の許可の取消しであれば、緊急の必要ということは余り考えられないし、仮にあるとしても、まず営業停止を行うのは、論理的にも整合が保たれるが、およそ一般的にできるかどうかは検討の余地がある。(第16回部会)
- ・処分の要件を拡大してまで事前手続を要しない処分を一般的に創設することは、行政手続法第13条の趣旨からみて、疑問なしとしない。

(注:行政手続法第13条第1項第1号において、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」は聴聞手続、弁明手続を執らずに不利益処分ができることとなっている。

当該条項が許認可の取消処分に適用されることはできる限り回避されることが望ましく、当該条項が不当に適用されることを防止する観点から、建築基準法が定めているような仮に免許停止を行い、その後で、正式の免許取消し処分を行うという仮の不利益処分制度について一般的な法規制を検討する余地がある。)

⑦その他

内容は不明だが、行政審判手続、第三者としての裁定手続、行政契約手続が指摘されている。

- ・広く行政審判としてくらんでいるものの規定の不一致が合理的かどうかを吟味する必要があるし、さらに、完全な行政審判制度の適用領域について現行行政の合理的遂行の観点から積極的に考慮していき、進んでは統一的な行政審判手続法の制定をも検討すべきである。

<参考>

建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（違反建築物に対する措置）

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるなければならない。
- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第一項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第四項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。

8～15 略

道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

（免許の効力の仮停止）

第一百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一～三 （略）